



平成19年12月期 中間決算短信 (非連結)

平成19年8月10日

上場会社名 株式会社GABA 上場取引所 東証マザーズ
 コード番号 2133 URL <http://www.gaba.co.jp/>
 代表者 (役職名) 代表取締役社長 (氏名) 青野 仲達
 問合せ先責任者 (役職名) 取締役兼最高財務責任者 (氏名) 槇島 俊幸 TEL (03) 5768-2000
 半期報告書提出予定日 平成19年9月19日

(百万円未満切捨て)

1. 平成19年6月中間期の業績 (平成19年1月1日～平成19年6月30日)

(1) 経営成績

(%表示は対前年中間期増減率)

	売上高		営業利益		経常利益		中間(当期)純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%
19年6月中間期	4,245	17.3	317	△49.4	344	△47.4	201	△48.4
18年6月中間期	3,619	—	628	—	655	—	389	—
18年12月期	7,656		1,427		1,425		824	

	1株当たり中間(当期)純利益		潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益	
	円	銭	円	銭
19年6月中間期	4,308	13	3,685	03
18年6月中間期	9,739	85	—	—
18年12月期	20,472	29	16,708	84

(参考) 持分法投資損益 19年6月中間期 100万円 18年6月中間期 100万円 18年12月期 100万円

(2) 財政状態

	総資産		純資産		自己資本比率		1株当たり純資産	
	百万円	円	百万円	円	%	円	銭	
19年6月中間期	6,431		1,236		19.2	△23,994	39	
18年6月中間期	5,669		769		13.6	△60,757	59	
18年12月期	7,022		1,947		27.7	△29,578	54	

(参考) 自己資本 19年6月中間期 1,236百万円 18年6月中間期 769百万円 18年12月期 1,947百万円

(3) キャッシュ・フローの状況

	営業活動によるキャッシュ・フロー		投資活動によるキャッシュ・フロー		財務活動によるキャッシュ・フロー		現金及び現金同等物期末残高	
	百万円	円	百万円	円	百万円	円	百万円	円
19年6月中間期	276		△848		△915		3,298	
18年6月中間期	1,648		△366		△3		3,817	
18年12月期	2,407		△848		688		4,785	

2. 配当の状況

基準日	1株当たり配当金									
	第1四半期末		中間期末		第3四半期末		期末		年間	
	円	銭	円	銭	円	銭	円	銭	円	銭
18年12月期	—	—	—	—	—	—	—	—	0	00
19年12月期	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
19年12月期(予想)	—	—	—	—	—	—	—	—	0	00

(注) 上記「配当の状況」は、普通株式に係る配当の状況です。当社が発行する普通株式と権利関係の異なる種類株式(非上場)の配当の状況については、2ページ「種類株式の配当の状況」をご覧ください。

3. 平成19年12月期の業績予想 (平成19年1月1日～平成19年12月31日)

(%表示は対前期増減率)

	売上高		営業利益		経常利益		当期純利益		1株当たり 当期純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%	円	銭
通期	8,674	13.3	615	△56.9	662	△53.5	387	△53.0	8,230	80

4. その他

(1) 中間財務諸表作成に係る会計処理の原則・手続、表示方法等の変更 (中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に記載されるもの)

- ① 会計基準等の改正に伴う変更 : 有
- ② ①以外の変更 : 無

(注) 詳細は、25ページ「中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更」をご覧ください。

(2) 発行済株式数 (普通株式)

- ① 期末発行済株式数 (自己株式を含む) 19年6月中間期 43,636株 18年6月中間期 40,000株 18年12月期 43,052株
- ② 期末自己株式数 19年6月中間期 一株 18年6月中間期 一株 18年12月期 一株

(注) 1株当たり中間 (当期) 純利益の算定の基礎となる株式数については、36ページ「1株当たり情報」をご覧ください。

※ 業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項

平成19年12月期の業績予想につきましては、平成19年7月18日に発表いたしました業績予想と変更はございません。上記に記載した予想数値は、現時点で入手可能な情報に基づき判断した見通しであり、多分に不確定な要素を含んでおります。実際の業績等は、業況の変化等により、上記予想数値と異なる場合があります。なお、業績予想の関連事項等につきましては、「1. 経営成績 (3) 当期の見通し」をご覧ください。

種類株式の配当の状況

・普通株式と権利関係の異なる種類株式に係る1株当たり配当金の内訳及び配当金総額は以下のとおりです。

基準日	1株当たり配当金						配当金総額 (百万円)				
	第1四半期末		中間期末		第3四半期末			期末		年間	
	円	銭	円	銭	円	銭	円	銭	円	銭	
18年12月期	-	-	-	-	-	-	65,254	80	65,254	80	20
19年12月期	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
19年12月期 (予想)	-	-	-	-	-	-	122,800	0	122,800	0	-

(注) 1. 平成18年12月期の配当は、資本剰余金を配当原資とするものであります。

2. A種優先株式の配当金につきましては、日本円TIBOR (12ヵ月物) に0.5%を加算した年率を優先配当年率としております。

1. 経営成績

(1) 経営成績に関する分析

当中間会計期間におけるわが国の経済は、好調な企業収益を背景とした設備投資の増加に加え、雇用・所得環境の改善に伴う個人消費の持ち直しなどにより、景気は継続して回復基調の中で推移いたしました。他方、当社の事業領域である外国語教室市場は、経済産業省による特定サービス産業動態統計調査によれば、新規入会者数が対前年同期比80%弱で推移するなど、前年に比べて大きく縮小する傾向を示しました。この背景には、一部事業者の不祥事およびそれをめぐる一連の報道による一時的な市場離れがあると思われま

す。このような状況ではあるものの、当社は引き続き、L S (ラーニングスタジオ) の新規開設による拠点エリアの拡大と、L Sの立地改善による規模拡大および利便性の向上に取り組んでまいりました。また、より強固なブランドイメージの構築と認知度向上のため、交通広告とインターネット広告を活用したマーケティング活動を実施するとともに、サービスクオリティーの継続的向上のため、カウンセラーおよびインストラクター(講師)に対する各種研修を実施してまいりました。

その結果、当中間会計期間の業績は、以下のようになりました。

クライアント(受講生)数は17,555人(前年同期比16.5%増)となり、売上高4,245,928千円(前年同期比17.3%増)となりました。既存クライアントによるレッスンコースの追加契約数が順調に増加しており、当社では活動の成果として捉えております。しかし、ビジネスの特性上、家賃・人件費が固定的であることや、外国語教室市場の縮小による広告活動をはじめとする費用効率が悪化したことにより、売上原価率47.7%(前年同期に比べて5.4ポイントの上昇)および売上高に対する販管費率44.8%(前年同期に比べて4.5ポイントの上昇)となった結果、経常利益344,594千円(前年同期比47.4%減)となりました。また、特別損失としてL S閉鎖損失引当金繰入額1,637千円を計上したことにより、中間純利益201,126千円(前年同期比48.4%減)となりました。

(注) 当社では、大学生・社会人を対象としたスクールのことをL S (ラーニングスタジオ)、小学生を対象としたスクールのことをL F (ラーニングフィールド)と呼んでおります。また、英会話事業の受講生をクライアント、講師をインストラクターと呼んでおります。

当社のこれまでの業績の推移は以下のとおりであります。なお、第6期(平成16年12月期)は、合併に伴い3ヶ月決算となっております。

回次	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期中間
決算年月	平成15年9月	平成16年9月	平成16年12月	平成17年12月	平成18年12月	平成19年6月
売上高 (千円)	3,852,138	4,042,491	1,090,788	5,520,960	7,656,325	4,245,928
経常利益 (千円)	1,431,180	1,004,404	274,392	1,115,902	1,425,233	344,594
中間(当期)純利益又は中間(当期)純損失(△) (千円)	717,769	579,104	113,848	△2,867,120	824,321	201,126
クライアント数(人)	7,795	8,491	8,693	12,102	16,073	17,555
ブース数 (ブース)	344	431	442	485	583	648
L S数	17	24	25	27	29	32
L F数	-	-	-	-	1	1

(注) L Fのブース数(6ブース)は、ブース数に含まれております。

事業別の売上高は次のとおりであります。

(英会話事業)

英会話事業においては、L Sの新規開設による拠点エリアの拡大と、立地改善による利便性の向上に努めてまいりました。また、各種研修によるカウンセリングスキル、インストラクターのレッスンスキルの向上により、満足度の高いサービスの提供に努めてまいりました。

また、当社の新規事業である小学生を対象としたL F (ラーニングフィールド)では、「G a b a グローバル・スターズ」という名称で、ビジネスモデルの整備に努めてまいりました。

関東地区

3月に八王子L S、4月に北千住L Sを開設し、同じく4月に二子玉川L Sの移転を実施いたしました。これにより関東地区においては26L Sとなり、新規需要の開拓に取り組んでまいりました。また、関東周辺のクラ

イアントが、都心の各LSと郊外の各LSを併用して利用できる利便性の高い学習環境の提供に取り組んでまいりました。

関西・中部地区

中部地区での旺盛な需要に応えるため、栄LSに続いて2LS目となる名古屋LSを1月に開設いたしました。

地域別の実績値としては、26LSと1LFを開設している関東は、売上高3,490,263千円(英会話事業売上高比83.5%)、4LSを開設している関西は、売上高513,902千円(英会話事業売上高比12.3%)、2LSを開設している中部は、175,281千円(英会話事業売上高比4.2%)となりました。

また、規模別実績としては、大型LSが売上高の65.4%、小型LSが34.6%を占めております。

その結果、当中間会計期間の売上高は4,179,447千円(前年同期比17.3%増)となりました。

(注) 当社では、20ブース以上のLSを大型LS、19ブース以下のLSを小型LSとしております。

(その他事業)

その他事業においては、LSでのレッスンを補完し、クライアントの英会話力向上をサポートするため、各種オンライン英語学習教材を提供しております。また、英語コンテンツサイト「Buzzple(バズプル)」内においても、オンライン英語学習教材の一部を販売しております。

その結果、当中間会計期間の売上高は66,480千円(前年同期比20.3%増)となりました。

(2) 財政状態に関する分析

当中間会計期間末における総資産は、前事業年度末に比べ591,212千円減少し、6,431,647千円となりました。その主な要因は、自己株式(優先株式)の取得、投資有価証券の取得等による現金及び預金の減少1,487,839千円、LSの新規開設および立地改善等による有形固定資産の増加136,582千円、敷金・保証金の増加96,794千円、売掛金の増加161,044千円、投資有価証券の増加499,384千円であります。

負債合計は、前事業年度末に比べ119,450千円増加し、5,194,843千円となりました。その主な要因は、クライアント数増による前受金の増加520,371千円、未払法人税等の減少309,309千円であります。

純資産合計は、前事業年度末に比べ710,662千円減少し、1,236,803千円となりました。その主な要因は、中間純利益201,126千円の計上、自己株式(優先株式)の取得・消却によるその他資本剰余金の減少932,565千円であります。また、その他資本剰余金2,195,575千円を取崩し、繰越利益剰余金としております。

キャッシュ・フローの状況については、現金及び現金同等物が前事業年度末に比べ1,487,839千円減少(前中間会計期間は1,278,187千円の増加)し、3,298,082千円となりました。当中間会計期間における各キャッシュ・フローは次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間において営業活動により得られた資金は276,236千円(前中間会計期間は、1,648,094千円の収入)となりました。これは主に、税引前当期純利益の計上342,956千円、前受金の増加520,371千円があったものの、法人税等の支払404,388千円、売上債権の増加161,044千円があったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間において投資活動により使用した資金は848,201千円(前中間会計期間は、366,054千円の支出)となりました。これは主に、投資有価証券取得による支出499,056千円、有形固定資産の取得による支出226,758千円、敷金・保証金の差入による支出110,988千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間において財務活動により使用した資金は915,875千円(前中間会計期間は、3,852千円の支出)となりました。これは主に、自己株式(優先株式)の取得による支出932,565千円、優先株式の配当金支払による支出20,881千円、新株発行による収入37,572千円によるものであります。

(3) 当期の見通し

当社は、「(1) 経営成績に関する分析」に記載のとおり、一部事業者の不祥事およびそれをめぐる一連の報道による一時的な市場離れに直面し、新規入会者数が当初計画を下回り、平成19年7月18日に業績予想の修正を行いました。

日本経済の景気は回復基調にあり、英語力の必要性はますます高まっております。そのため、現在英会話業界が直面している顧客の市場離れは一時的なものと考えておりますが、当社としては、当下半期において急速な回復は見込めないと考えております。他方、既存クライアントによるレッスンコースの追加契約数が順調に増加しており、当社ではこれを活動の成果として捉え、クライアントから一定の支持を得ているものと考えております。

こうした状況を踏まえて、当社としては現状を打開し、将来の成長にも繋がる施策を講じてまいります。

引き続きLSの新規開設による拠点エリアの拡大、立地改善による利便性の向上、カウンセラーおよびインストラクター(講師)に対する各種研修等を、実施してまいります。レッスンのクオリティを高めて顧客満足度を高めるため、テキストシリーズの刷新のための取り組みについても予定通り行います。

当社は、英会話レッスンは「続ける」ことで成果をあげることが可能であると考え、クライアントがよりレッスンを受講しやすくなるように十分なレッスン供給量を確保する等の取り組みを強化してまいります。さらには、こうした活動をプロモーションに取り入れていくことで、英会話業界にあって健全な企業であることの認知を促進し、差別化を図ってまいります。

さらなる成長のための施策として、新しい取り組みも本格化させてまいります。ビジネスにおいて英語の必要性が高まっていることを背景に、当社では法人営業体制を強化して、法人顧客獲得へ取り組んでまいります。前期に開始した小学生を対象とするマンツーマン英会話レッスン「Gabaグローバル・スターズ」のビジネスモデルの確立、シニア層に向けたサービスの検討開始といった顧客層の拡大にも取り組んでまいります。

以上により、平成19年12月期の売上高8,674百万円、経常利益662百万円および当期純利益387百万円を見込んでおります。

(注) 当期の業績予想は、現時点で入手可能な情報に基づき判断した見通しであり、多分に不確定な要素を含んでおります。実際の業績等は、業況の変化等により、上記予想数値と異なる場合があります。

(4) 利益配分に関する基本方針および当期の配当

当社は、第4期(平成15年9月期)において、設立後初めて期末配当を実施し、1株当たり39,024円の配当をしましたが、第5期(平成16年9月期)以降については普通株式への配当を実施しておりません。

当社は業容拡大のため新規LS開設と新規事業の立ち上げに伴う投資等を計画し、これらの投資活動により、継続的な事業の成長を達成していきたいと考えております。加えて、「(5) 事業等のリスク ③ 当社株式に関する事項について (ハ) 優先株式の発行、取得および消却について」に記載の優先株式の取得請求に対応するため、相当金額のキャッシュアウトを想定しております。

従いまして、第9期(平成19年12月期)についても前期同様に普通株式への配当を行わない予定ですが、今後の具体的な利益還元の水準については、経営成績および財政状態の推移や、投資等の実施状況および今後の計画を十分に勘案し内部留保とのバランスを考慮の上、決定していく方針であります。

なお、優先株式については、1株あたり122,800円の配当を行う予定であります。

(5) 事業等のリスク

文中における将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものとあります。なお、以下の記載は当社株式への投資に関するリスクをすべて網羅するものでありませんので、この点にご留意ください。

① 当社の事業展開におけるリスクについて

(イ) 外国語会話教室市場の動向と競合の状況について

経済産業省の「特定サービス産業動態統計」によれば、直近1年間の外国語会話教室の受講生数は減少傾向にあり、その傾向は平成19年に入ってからより顕著なものとなっております。調査企業の当該業務を営む事業所数も同様に減少傾向にあり、外国語会話教室運営企業間の受講生獲得競争は激しくなっていると考えられます。また、外国語を話すことができれば個人でも教室を開設することが可能であり、新規参入が比較的容易な市場であります。こうした競争の激しい外国語会話教室市場において、複数の生徒に1名のインストラクターによるグループレッスンに対し、当

社は差別化を図るためマンツーマンによるレッスンに特化してまいりました。

当社は今後も、同業界での存在感を高め、更なる成長を実現するために、より一層の差別化を図り、クライアントへの高付加価値のサービスを提供してまいります。しかしながら、当該外国語会話教室市場の市場規模がさらに急速に縮小した場合や、市場内での新規参入が今後活発になり競争激化による低価格競争に陥った場合等には、大手業者と比較して規模の小さい当社は不利になる可能性があります、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社はマンツーマンによるレッスンに特化していることから、マンツーマンによるレッスンの当該市場における評価が著しく低下した場合、あるいはマンツーマンレッスンに特化した有力な競合企業が現れた場合等には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(ロ) L S (ラーニングスタジオ) の開設および立地改善について

当社は現在、関東および関西(大阪市・神戸市)、中部(名古屋市)を中心にL Sの開設を行っておりますが、開設方針として、駅近隣の立地であること、物件のグレードが高いこと、貸室㎡単価が周辺相場に比べ割安な物件であること、物件面積では100~400㎡程度であることを重視しております。

L Sの新規開設にあたっては、関東および関西、中部地区の主要ターミナル駅周辺を筆頭に、日本全国の主要都市の中から、人口、経済規模等を勘案し、集客予想を立て、当社の開設方針に基づき、優先順位付けを行っております。優先順位上位の都市では、新築から数年以内の物件を中心に、駅前・繁華街・ビジネス街等の好立地であることを条件に開設を進めていきます。すでに開設が進んでいる関東については、都内大規模再開発地区や郊外を中心とした未開設地域への進出に加え、キャパシティの増加およびブランド力向上を図るために、継続的に既存L Sの立地改善等も進めていく計画です。

しかしながら、開設予定地における物件の確保が計画通り進まない等の理由により、新たなL Sの開設または既存L Sの立地改善ができない場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(注) 当社では、各スクールのことをL S (ラーニングスタジオ) と呼んでおります。

(ハ) 基幹業務システム「G a b a w e b」への依存について

当社の社内の業務管理は当社の基幹業務システムである「G a b a w e b」に大きく依存していることから、稼働しているサーバーの故障などに備えるためデータベースとサーバーの管理を外部に委託しており、データバックアップの定期的な保持および地震などの災害からの影響を軽減させる体制を整備しております。

また、当社では有能なシステムエンジニアを採用し、当該基幹業務システムの構築・運営・管理は当社のIT部門で行っております。当社ではこのように、基幹業務システム保持の体制を整備しておりますが、万が一、何らかの理由により、サーバーが同時に停止した場合等には、当社の業務に支障をきたすこととなり、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(ニ) インストラクター(講師)の確保について

現在、当社はマンツーマン形式の英会話レッスンのみを提供しており、当該英会話レッスン方法では、クライアントの各個人のニーズに合わせたレッスン提供の体制が必須と考えております。従いまして、当社では、50カ国以上の国籍の、様々な経歴を持つインストラクターを、主に業務委託契約により確保しており、当社と良好な関係を維持しております。インストラクター全員がネイティブレベルであることはもちろんのこと、知識、教養、柔軟性を兼ね備えていることを業務委託契約締結時に書類チェック、面接をとおして確認しております。

今後の業容拡大によるクライアント数の伸長に伴い、インストラクター数を増加させ、十分なレッスン数の供給に取り組んでおりますが、予想以上の入会者数の獲得やレッスン需要の季節変動等によりレッスン需要の急激な増加があった場合、当社の認定基準を満たすインストラクターを必要数確保できない可能性があります。さらに、業務委託という関係上、各インストラクターによる提供レッスン数に依存するため、安定的にレッスン提供を得られる保証がなく、クライアントからの需要に応じたレッスン数の供給ができない可能性があります。これらの可能性が顕在化し、レッスンの供給不足が生じた場合、また、今後の業容拡大により安定的なレッスン供給体制を確保するため、業務委託契約について見直しを行う場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(ホ) 法的規制等について

当社の事業展開における法的規制等の概要は以下のとおりであります。

(労働基準法等)

労働基準法は、労働者の労働条件の最低基準を定めた法律であり、同法の「労働者」の雇用主は、同法に基づく義務のほか、労働保険・社会保険の保険料に関する負担義務、労働安全衛生法上の義務等を負うこととなります。

当社では、前項「(二) インストラクター(講師)の確保について」に記載のとおり、インストラクターを確保する際、インストラクターとは業務委託契約を締結し、クライアントへのレッスン業務の提供を委託しております。当社からレッスンの時間・LSを指定することはないこと、業務委託契約においてそもそも一定の業務内容が規定されていること等に鑑み、当社は、現在において講師は労働基準法等の適用される「労働者」に該当しないものと考えております。

しかしながら、今後労働基準法等の適用される「労働者」に関する法令の改正、裁判例の変遷や行政当局による対応の変化が生じた場合等には、これに応じた対応を迫られ、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(出入国管理及び難民認定法)

出入国管理及び難民認定法は、外国人はいずれかの在留資格が付与されて初めて入国・在留が認められ、当該在留資格に定められた活動ができるものとしており、就労についても、認められるもの(人文知識・国際業務等)、原則として認められないもの(留学・就学等)、個々の許可内容によるもの(特定活動)等様々な在留資格が存在し、かかる在留資格の付与、および在留期間の更新は法務大臣の裁量に委ねられています。

当該法令の改正や裁判例の変遷が生じた場合のみならず、法務大臣の裁量権の範囲内において在留資格の付与・在留期間の更新等に関する方針の変更等が生じた場合においても、外国人の日本への入国・在留期間が現在よりも限定される可能性があり、かかる場合には当社の事業に必要なインストラクターの質・レッスンの量を確保することが困難となる等により当社の業務運営に支障をきたし、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(下請代金支払遅延等防止法)

下請代金支払遅延等防止法は、下請代金の支払遅延等を防止することによって、親事業者の下請事業者に対する取引を公正ならしめるとともに、下請事業者の利益を保護すること等を目的として、独占禁止法の特別法として制定されたものです。同法においては、同法の適用対象となる取引に関し、親事業者が発注に際し下請業者に対して給付の内容等同法第3条第1項に定める事項を記載した書面(いわゆる3条書面)を交付すること、親事業者の禁止行為等が定められております。

当社によるインストラクターに対する英会話レッスンの提供業務の委託については、当社を親事業者、各インストラクターを下請事業者として同法の適用があり、当社は、インストラクターに3条書面を交付する等、同法および関連法令の遵守に努めておりますが、今後かかる同法または関連法令の改正、行政当局による対応の変化が生じた場合には、新たな義務の遵守と、これに応じた対応を迫られ、システム対応等の費用負担が増加し、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(特定商取引に関する法律)

「特定商取引に関する法律」は、特定商取引(訪問販売、通信販売および電話勧誘販売に係る取引、連鎖販売取引、特定継続的役務提供ならびに業務提供誘引販売取引をいう)を公正にし、および購入者等が受けることのある損害の防止を図ることにより、購入者等の利益を保護すること等を目的とするものであります。

当社によるクライアントへの英会話レッスンの提供は、同法における特定継続的役務提供に該当し、同法に基づく規制を受けております。

当社は、同法および割賦販売法等の関連法令が定める項目が記載された契約書面の交付、クーリング・オフないし中途解約への対応等、同法および割賦販売法等の関連法令の遵守に努めておりますが、今後同法または割賦販売法等の関連法令の改正等が生じた場合には、これに応じた対応を迫られ、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、これまで、クーリング・オフ等による大量の解約が発生した事実はありませんが、今後、大量の解約が発生した場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(不当景品類及び不当表示防止法)

不当景品類及び不当表示防止法は、不当な景品類および不当表示を規制の対象としております。「景品類」とは、お客様を誘引する手段として直接的・間接的を問わず、事業者が自己の商品、役務の取引に付随して相手方に供給する物品、金銭、その他の経済上の利益であって、公正取引委員会が指定するものであります。

当社の販売促進行為の一環として販促グッズ等の景品類を用いることがあり、また広告等の表示による宣伝は、反響の大きい有効な手段であるため、当社では、不当な景品類や、不実の内容・誇大な表現による不当表示を排除し、不当景品類及び不当表示防止法に違反しないよう、十分に留意しております。

当社においては、上記法的規制の遵守を徹底しておりますが、万が一、広告等の内容が不実・誇大であるとみなされる事項があった場合等には、行政処分の対象となることがあり、その場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(個人情報の保護に関する法律)

「個人情報の保護に関する法律」は、個人情報の適正な取扱いに関し、国および地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする法律であります。

当社は、クライアントの個人情報を保有、管理しており、同法に定められる個人情報取扱事業者として、同法および関連法令ならびに当社に適用される関連ガイドラインの適用を受けております。

当社は、個人情報保護規程の制定等、同法および関連法令ならびに当社に適用される関連ガイドラインの遵守に努めるとともに、個人情報保護のための体制を整えているものと認識しておりますが、不測の事態によって当社が保有する個人情報につき漏洩、改ざん、不正使用等が生じた場合には、適切な対応を行うための相当なコストの負担、当社の信用の低下、当社に対する損害賠償請求等によって、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(雇用保険法に基づく教育訓練給付金制度について)

当社では、雇用保険法に基づいた「教育訓練給付金制度(注)」の適用を受けた講座を提供しており、当中間会計期間における売上高に占める割合は約3割(平成18年12月期も同程度の約3割)となっております。従いまして、当社の講座が何らかの理由により同制度による厚生労働大臣の指定を受けられなくなった場合、同制度によって給付される金額が変更されるなど制度の内容が変更された場合あるいは制度自体が廃止された場合等には、クライアント数が大きく変動し、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(注) 教育訓練給付金制度とは、働く方の主体的な能力開発の取り組みを支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とした雇用保険法に基づく給付制度であります。当該制度は、平成10年12月から開始され、当初、対象者は同法で定める被保険者期間が5年以上ある方で、厚生労働大臣の指定のある教育訓練講座を受講し修了した場合、支払った受講料の80%(上限20万円)がハローワークから支給されるというものでありました。その後、平成13年1月に上限額が30万円に引き上げられましたが、平成15年5月に給付要件および内容は変更され、本書提出日現在は下記のとおりとなっております。

被保険者期間	3年以上5年未満	5年以上
給付率	20%	40%
上限額	10万円	20万円

平成19年4月19日、教育訓練給付金制度の見直しを含む雇用保険法等の改正が成立しました。同年10月1日以降厚生労働大臣の指定のある教育訓練講座の受講を開始された方への給付要件および内容は変更され、被保険者期間による差はなくなり「被保険者期間3年以上、給付率20%、上限額10万円」と統一され、初めて同制度を利用する人のみは、「被保険者期間1年以上、給付率20%、上限額10万円」の給付要件により利用が可能となります。

(へ) ブランドが毀損するリスクについて

当社は、競争の激しい外国語会話教室市場において、マンツーマンによるレッスンに特化した差別化戦略を採用しており、競合企業への対応策としてブランド価値を重視した経営を行っております。当社は、ブランド戦略において、ターゲットとするクライアント層に対するサービスクオリティの継続的向上に資するために、インストラクターやカウンセラーに対する積極的な研修を行うとともに、クライアントからの各種意見を経営に反映させるよう努めております。また、全てのLSは「Gaba」ブランドのもと、ハイグレードで利便性の高い物件を厳選し、内装にも注力することでハイセンスな雰囲気の演出に努めております。「Gaba」ブランドの浸透には広告・マーケティング戦略が有効であるとの判断から、最近の当社の広告宣伝費は増加傾向にあり、今後もターゲット層への訴求効果が高いと思われる広告戦略に注力し、積極的に広告活動を実施していく方針であります。

このように当社では、各種取り組みを行い、ブランドイメージの向上および浸透に努めておりますが、当社の広告活動等において予想どおりの効果が得られる保証はなく、また、今後、当社にクライアントやインストラクター等との重大なトラブル、係争もしくは法令違反等が発生あるいは判明した場合、またはインターネットやマスコミ報道等の内容によっては、当社のブランドイメージへの社会的評価が低下し、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。また、他社が提供する「Gaba」に類似した名称等の商品またはサービスが何らかの社会問題を引き起こした場合、当社のブランドイメージが損なわれ、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(ト) 知的財産権について

当社は、前項「(へ) ブランドが毀損するリスクについて」に記載のブランド戦略のもと、積極的な商標権の登録

を行っております。ただし、当社ロゴについて当社が保有する商標権のうち、一部の商標権(登録番号第4803256号および第4803262号の商標権。以下、「当社商標権」といいます)は、当社ロゴと類似の登録商標にかかる商標権(登録番号第3113061号、第4636946号および第4636959号の商標権。以下、「第三者商標権」といいます)を保有する第三者から譲り受けたものであり、当該譲り受けに際して、当社は当該第三者との間で、「『ガバ』ないし『GABA』の文字を含む標章を商標として使用する場合には」、第三者商標権との混同を避けるため、当社ロゴの文字部分と「同一の書体の商標以外は使用しない」旨を含む合意(以下、「本件合意」といいます)をしております。本件合意に基づき、当社は、「ガバ」の呼称を生ずる部分を含む標章を商標として使用する場合には、原則として、当該部分について当社ロゴの文字部分と同一の書体の文字を用いる運用をすべきものと理解しております。

また、当社は、自社開発・設計しているプログラムやソフトウェアにつき、いわゆる公知の基礎技術を改良または組み合わせることにより構築する方針を採用しており、現在のところ第三者の特許権・実用新案権を侵害している事実を認識しておりません。

現在において、その他著作権を含む知的財産権の侵害等を理由とする第三者による請求等を受けておりませんが、当社の知的財産権等に関する理解、調査、管理等が必ずしも正確かつ十分である保証はなく、知的財産権の侵害等を理由に、損害賠償あるいはシステム等の使用差止等を第三者から請求された場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

② 経営成績及び財政状態について

(イ) 前受金比率が高いことについて

当社のこれまでの前受金、総資産および総資産に対する前受金の比率の推移は次のとおりであります。

回次	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期中間
決算年月	平成15年9月	平成16年9月	平成16年12月	平成17年12月	平成18年12月	平成19年6月
前受金 (千円)	1,457,077	1,732,751	1,736,100	2,912,419	3,843,042	4,363,414
総資産 (千円)	3,577,325	3,246,636	3,483,388	4,165,442	7,022,859	6,431,647
前受金/総資産 (%)	40.7	53.4	49.8	69.9	54.7	67.8

当社の属する外国語会話教室市場では、講座の受講期間が長期にわたるものもあるため、役務提供期間にわたって売上計上が行われ、申込み時に入金された受講料のうち未受講レッスン相当額が前受金として貸借対照表上の負債の部に計上されております。

当社には、最長300回(約2年間を想定)に及ぶ受講コースが存在し、最初に受け入れた受講料は前受金に計上され、その役務提供期間で経過期間に応じ売上高に計上されます。

クライアント数の増加等により前受金の金額は増加しており、総資産に対する比率も高水準で推移しております。それに伴い、短期間に多くのクライアントが大量の中途解約を行った場合等には、多額の前受金の返金が発生し、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 当社株式に関する事項について

(イ) 新株予約権の付与について

当社は、平成17年3月30日、平成17年8月25日、平成17年12月12日および平成18年1月18日の臨時株主総会において旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の発行に関する特別決議を行っております。

当該決議に基づく潜在株式数は平成19年6月30日現在12,372株(当社普通株式の発行済株式総数の28.35%)であり、新株予約権が行使された場合には、当社の株式価値は希薄化することになります。

(ロ) 主要株主であるエヌ・アイ・エフSMB Cベンチャーズ株式会社について

平成19年5月30日に当社の主要株主であったテイクオフジャパン1号投資事業有限責任組合の解散に伴い、同組合への出資者であったエヌ・アイ・エフSMB Cベンチャーズ株式会社が新たに主要株主となりました。平成19年6月30日現在、潜在株式を含む当社普通株式の47.11%(潜在株式を除く当社普通株式の60.47%)を保有する同社は、当社がMBO(マネジメント・バイ・アウト)を実施した時から当社経営陣と協力関係を保ちながら、当社の株式公開を目指して協力してきた友好的パートナーであります。同社の保有する株式の売却が株式市場で行われた場合や、株式市場での売却の可能性が生じた場合には、当社株式の市場価格に影響を及ぼす可能性があります。また、事業戦略上必要なアライアンス先への譲渡を行った場合でも当該譲渡先の保有株数や当社に対する方針によっては、当社の事業戦略等に影響を及ぼす可能性があります。

なお、当社取締役5名のうち1名を同社から、当社の業務遂行に資する意見を得るため、招聘しております。従業員の出向および出向受け入れはありません。

(ハ) 優先株式の発行、取得および消却について

当社は、財務体質強化のため、平成17年12月12日開催の臨時株主総会決議により、平成17年12月15日に第1回A種優先株式320株を発行しております。発行価額(払込金額)は1株当たり1,000万円であり、株式会社大和証券グループ本社(200株)および有限会社ジュピターインベストメント(注1)(120株)を引受先として、総額3,200百万円の資金を調達しております。当該優先株式は、剰余金の配当、残余財産の分配について普通株式に優先し、剰余金の配当については、日本円TIBOR(12ヵ月物)に0.5%を加算した年率が優先配当年率として定められております。当該計算に基づいて算出された優先配当金の全部または一部を支払えない場合、当該不足額は翌事業年度以降に累積することとなっております。なお、当該優先株式の優先配当金、累積未払配当金ならびに残余財産の支払順位は、第一順位となっております。

また、当該優先株式には取得請求権が付されており、優先株主から取得請求がなされた場合、取得請求日(毎年4月14日。ただし、当日が非営業日である場合は翌営業日)から30日以内に、取得請求がなされた優先株式数に1株当たりの取得価額(注2)を乗じた金額(ただし、分配可能額を超える場合は分配可能額の範囲内)で当該優先株式を取得することとなっております。当該取得請求権に基づく取得請求可能株式数も定められております。なお、当該優先株式には普通株式への転換権は付与されておりません。

このため、当該優先株式は、今後の当社の財政状態および普通株式の配当に影響を与えることとなります。

当社は優先株式の配当負担を軽減し、企業価値の一層の向上を図るため、取得条項に基づき平成19年2月21日の取締役会決議により、同年3月23日に株式会社大和証券グループ本社より58株、有限会社ジュピターインベストメントより35株、合計93株の優先株式を取得した後、同年3月29日の取締役会決議に基づき同日付けで消却いたしました。

従いまして、当該優先株式の取得請求可能株式数は下表のとおりとなっております。

年月日	取得請求可能株式数(*)
平成20年4月14日	147株
平成21年4月14日以降	227株

(*) 当該取得請求日までに当社により新たに取得された当該優先株式の数が控除されます。

- (注) 1. 有限会社ジュピターインベストメントの株式は、The Goldman Sachs Group, Inc. が100%間接保有しております。
2. 1株につき当該優先株式の払込金額(1,000万円)の100%および当該優先株式の累積未払配当金相当額の合計額に、1株につき当該優先株式の優先配当金を取得請求日の属する事業年度の初日から取得請求日までの日数(初日および取得請求日を含む)で日割計算した額(円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる)を加算した額とする。ただし、当該事業年度において当該優先株式の優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

④ 配当政策について

当社は、第4期(平成15年9月期)において、設立後初めて期末配当を実施し、1株当たり39,024円の配当をしましたが、第5期(平成16年9月期)以降については普通株式への配当は実施しておりません。

当社は業容拡大のため新規LS開設と新規事業の立ち上げに伴う投資等を計画し、これらの投資活動により、継続的な事業の成長を達成していきたいと考えております。加えて、前項「③ 当社株式に関する事項について (ハ) 優先株式の発行、取得および消却について」に記載の優先株式の取得請求に対応するため、相当金額のキャッシュアウトを想定しております。

従いまして、第9期(平成19年12月期)についても前期同様に普通株式への配当を行わない予定ですが、今後の具体的な利益還元の水準については、経営成績および財政状態の推移や、投資等の実施状況および今後の計画を十分に勘案し内部留保とのバランスを考慮の上、決定していく方針であります。

なお、優先株式については、1株あたり122,800円の配当を行う予定であります。

2. 企業集団の状況

当社には、関係会社がないため、当社の事業内容について記載いたします。

当社は、「G a b aマンツーマン英会話」の名称で、マンツーマンレッスン専門の英会話スクールを運営しております。日本人は、大学を卒業した時点で約10年の英語学習経験があるにもかかわらず、世界に通用する英語力を身につけている人は少ないと言われております。当社は実践を意識した英会話習得サービスを提供することによって英語教育手法を革新し、国際舞台で活躍できる人材を育成することで、社会に貢献することを目指しております。

当社の事業は、英会話事業とその他事業に大別されます。

(1) 英会話事業

当社は、「G a b aマンツーマン英会話」の名称で、当社LS(ラーニングスタジオ)において、マンツーマン英会話レッスンの提供、およびレッスン用教材の販売を行っております。

当社は、グループでの学習では困難な、クライアント(受講生)ごとにカスタマイズされた個別カリキュラムの提供を行うことで、クライアントが最大限の学習効果を得ることができるよう努力しております。すなわち、英語学習の目的と開始時のレベル、および上達のスピードがクライアントごとに異なるという課題に対し、クライアント一人ひとりの目標と希望に応じてカリキュラムをカスタマイズして提供しております。さらに、マンツーマンレッスンは通常、グルプレッスンと比べて時間当たりの会話量が豊富なため、効率的に英会話スキルの上達を図ることができると考えられます。

また、当社は、主なクライアント層である20代~30代の社会人が効果的に英会話を身につけることができるように、利便性を意識したサービスを提供しております。たとえば、ITの積極的導入により、クライアントは「myGaba」と呼ばれるインターネット上の専用サイトを通じて、携帯電話やパソコンからレッスンを予約することができます。レッスン記録はすべてデータベース化されており、クライアントがいつでもオンラインで閲覧できる他、学習プランのアドバイスのために随時活用されております。また、当社は複数の路線が乗り入れるターミナル駅近くにLSを開設しており、利便性の向上を図っております。さらに、LS内ではインテリアにも気を配り、カフェのような開放感のある雰囲気づくりを大切にしております。レッスンは、クライアントとインストラクター(講師)が向かい合う形ではなく、丸みを帯びた机に沿って隣り合うスタイルで行われ、リラックスした自然な会話が生まれる環境を整えております。

また、当社はこれまで培ってきたマンツーマンレッスンによる英会話教授法やITシステムといった強みを生かし、平成18年9月29日より、小学生を対象としたマンツーマン英会話レッスンの提供を、「G a b aグローバル・スターズ」という名称で、当社LF(ラーニングフィールド)にて開始いたしました。

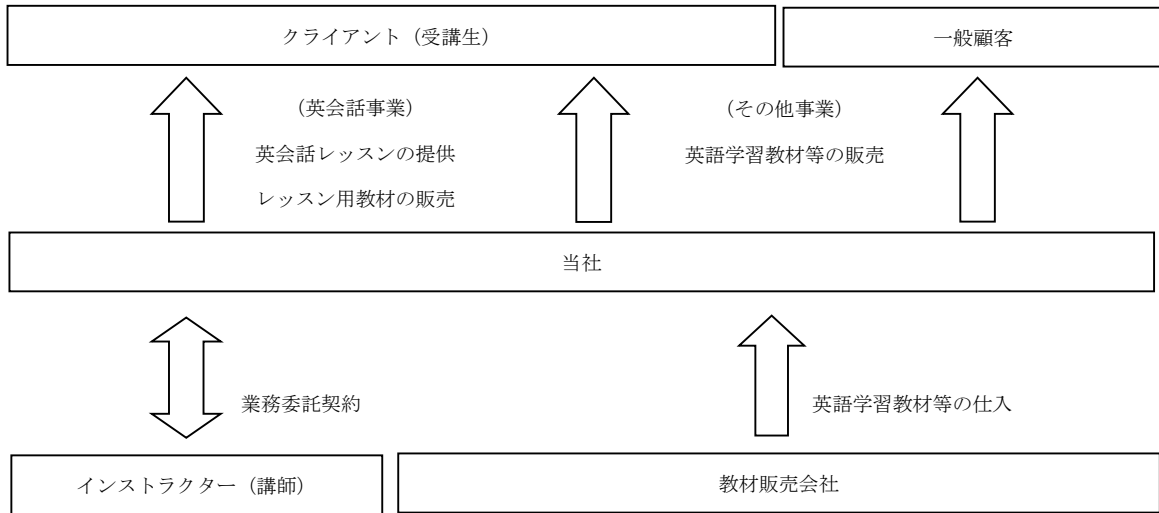
平成19年6月末現在、LSは関東に26校、関西(大阪市・神戸市)に4校、中部(名古屋市)に2校の計32校を、LFは関東に1校を直営方式で展開しております。

(注) 当社では、大学生、社会人を対象としたスクールのことをLS(ラーニングスタジオ)、小学生を対象としたスクールのことをLF(ラーニングフィールド)と呼んでおります。

(2) その他事業

当社は、英会話事業を補完する事業としてその他事業を位置づけ、英語学習教材等の販売をしております。英会話事業のクライアントに対して、インターネット上で利用することができる英語コミュニケーション能力測定テストや各種リーディング教材、英文添削コース等を販売し、総合的な英語コミュニケーション能力の向上をサポートしております。また、平成18年11月より立ち上げた英語コンテンツサイト「Buzzple(バズプル)」では、一般顧客に対して、当該サイトを介し英語学習教材等の販売を開始しております。

事業の系統図は、次のとおりであります。



3. 経営方針

(1) 会社の経営の基本方針

当社は、以下のミッションを掲げております。

- ・ 大胆不敵な人生目標に挑む人を応援する (Help people achieve their most audacious life goals.)。
- ・ 国際舞台で活躍できる人材を育成する (Nurture the ability to compete on the global stage.)。
- ・ 多様な文化の相互理解に貢献する (Contribute to the mutual understanding of various cultures.)。

そして、これらを着実に遂行することにより、世の中全体に「グローバルな精神」を根づかせることを目指し、事業を運営しております。

(2) 目標とする経営指標

当社は中長期的な企業価値の向上を達成するために、売上高成長率および売上高営業利益率を重視しており、収益性を意識しながら拡大、成長を実現していくことを目標としております。

(3) 中長期的な会社の経営戦略

当社は、「G a b a マンツーマン英会話」の名称で、マンツーマン英会話レッスンに特化し、競合他社で一般的になっているグルプレッソンのスタイルとの明確な違いを打ち出して事業展開をしてまいりました。顧客志向で英会話業界を革新してきた結果、当社は大きく成長することができました。今後は、当該事業においては、最適効率の実現を目指してまいります。サービスクオリティーの向上のための施策は継続する一方、関東、関西、中部地区において拠点を拡充し、大都市圏ネットワークを完成させ、その後の新規開設コストを抑制してまいります。さらに、法人営業、他業種企業との提携等により販売手法を多様化させつつ、ブランド力を生かして広告効率を向上させてまいります。こうした諸施策を講じることで収益性を高めてまいります。

また、小学生を対象にマンツーマン英会話レッスンを提供している「G a b a グローバル・スターズ」については、ビジネスモデルを整備しつつ、本格的に展開させ、新しい収益の柱へと育成してまいります。展開にあたっては、中学生等への対象拡大やスクール施設外での収益機会も検討してまいります。

他方、当社のマンツーマンに特化した英会話事業で培ったブランド、ノウハウ、顧客ベースを活用し、海外留学、英語教材販売、人材派遣、翻訳・通訳といった「英語関連サービス」にも、事業提携や資本提携も活用して、展開してまいります。

当社は、今後も顧客志向で英会話業界を革新し、英語に関する最高のブランドを構築することを目指しております。なお、詳細につきましては、本日平成19年8月10日公表の「中期経営計画に関するお知らせ」をご参照ください。

(4) 会社の対処すべき課題

当社は、これまで競争の激しい外国語会話教室市場において、グループによるレッスンに対しての差別化を図るためマンツーマンによるレッスンに特化してまいりました。当社は一定の成果をあげつつあると認識しておりますが、最近の業界をめぐる一連の報道により、一時的な顧客離れが市場全体に生じております。当社としましては、これを好機と捉えて、同業界での存在感を高め更なる成長を実現するために、より一層の差別化を図り、高付加価値のサービスの提供に努めてまいります。また、当社がこれまで培ってきた強みを生かしつつ、新たな取り組みをすることで顧客層を拡大し、更なる成長を図ってまいります。

当社の対処方針および具体的な取組み状況は以下のとおりであります。

イ) サービスクオリティーの継続的向上

- ・ カウンセラーには、クライアントサービスおよびセールススキルを中心に積極的に研修活動を行っております。
- ・ インストラクターには、スキルについての認定制度を導入しており、レッスンスキルとレッスクオリティーの維持向上をさらに促進してまいります。
- ・ インターネット上にクライアント専用サイト「my G a b a」を用意しており、継続的に機能強化を図っております。これにより、LSでのレッスンだけでは対応できないeラーニングやオンラインサービス等を提供することで、オフラインとオンラインの融合を目指し、より付加価値の高いサービスの提供を行ってまいります。
- ・ クライアントの声を生かしサービスの改善を図っております。「my G a b a」より、クライアントがメールにて各種の意見を送信できるようになっており、その意見を直接本社の担当部門が集計し、ダイレクトに会社運営に反映させております。また、クライアントから直接意見を聞く場を設け、クライアントからの意見を会社経営に反映させることにより、サービスクオリティーの継続的な向上に取り組んでおります。

ロ) LS (ラーニングスタジオ) 未開設地域への進出

- ・利便性を高め、また新規顧客を獲得するため、LS未開設地域への進出を進めてまいります。LS開設方針に「3C」(便利な: Convenient、快適な: Comfortable、一度来たらまた来たくくなるような: Compelling)を掲げ、当該開設方針に適った立地へ進出することで、競合他社との差別化を図ると同時に、効率的なマーケティング活動により、認知度の向上に努めてまいります。

ハ) 経営効率の継続的改善

- ・マーケティング効率の向上を図るために、媒体毎の反響からそれぞれの経済性を分析し、効率のよいメディアミックスの追求に取り組んでおります。
- ・単にLS数を増やすのではなく、利益率の維持、向上を図りつつ企業成長を達成するために、LSの開設、閉鎖および増床の最適なタイミングの判断に努めております。
- ・ITを積極的に活用しており、「G a b a w e b」と呼ばれる基幹業務システムを内製しております。当該システムは、社内の業務管理を目的としたものであり、クライアント管理だけでなく経理・財務等の業務管理にも対応しております。当該システムの活用、改善等により、今後も継続的に経営効率の改善を図ってまいります。

ニ) 顧客層の拡大

- ・当社ではこれまで培ってきたマンツーマンレッスンによる英会話教授法やITシステムといった強みを生かし、新たに小学生を対象としたマンツーマン英会話レッスンの提供を、「G a b a グローバル・スターズ」という名称で、当社LF(ラーニングフィールド)にて平成18年9月より開始し、ビジネスモデルの整備を行っております。
- ・マンツーマンレッスンによる英会話教授法は、法人顧客からも一定の支持を得てまいりました。今後は、法人営業体制を強化しつつ、法人顧客の拡大にさらに取り組んでまいります。
- ・団塊世代が退職期を迎えるにあたり、LSの新たな顧客層として、シニア層に向けたサービス開始を検討しております。

(注) 当社では、大学生、社会人を対象としたスクールのことをLS(ラーニングスタジオ)、小学生を対象としたスクールのことをLF(ラーニングフィールド)と呼んでおります。

ホ) 法令等への対応

- ・当社では、従来よりコンプライアンスを重視しており、その強化に取り組んでおります。特に、当社の提供する英会話レッスンは、「特定商取引に関する法律」における特定継続的役務提供に該当し、同法に基づく規制を受けておりますが、同法を遵守し、公正かつ誠実に運営をするべく、努めております。
- ・平成18年6月の金融商品取引法の成立により、上場企業等は平成20年4月以降に開始する事業年度より、財務報告に係る内部統制を自ら評価しその結果を開示することが義務付けられることになりました。当社においては、平成21年1月より適用開始となりますが、既にプロジェクトチームを発足させており、同法および関連法令等に従うべく、整備を進めてまいります。

ヘ) 優先株式について

- ・当社は、当中間会計期間末で227株(総額2,270百万円)の優先株式を発行しております。当該株式については、配当負担の軽減および普通株主への利益還元を含む資本政策の自由度を確保するために、早期の取得および消却を進めてまいります。

(5) その他、会社の経営上重要な事項

該当事項はありません。

4. 中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年 6月30日)		当中間会計期間末 (平成19年 6月30日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成18年12月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(資産の部)							
I 流動資産							
1. 現金及び預金		3,817,600		3,298,082		4,785,922	
2. 売掛金		226,223		333,035		171,991	
3. たな卸資産		81,641		94,571		83,667	
4. その他		139,338		208,930		217,733	
流動資産合計		4,264,804	75.2	3,934,619	61.2	5,259,315	74.9
II 固定資産							
(1) 有形固定資産							
1. 建物		575,659		747,450		662,708	
減価償却累計額		74,496	501,162	100,889	646,561	87,610	575,098
2. 構築物		58,738		55,801		48,123	
減価償却累計額		11,163	47,575	12,492	43,308	10,663	37,460
3. 工具器具備品		278,073		549,811		443,645	
減価償却累計額		76,461	201,612	156,594	393,217	109,699	333,945
有形固定資産合計		750,350	13.2	1,083,087	16.8	946,504	13.5
(2) 無形固定資産		95,573	1.7	120,560	1.9	120,478	1.7
(3) 投資その他の資産							
1. 敷金・保証金		533,564		772,095		675,300	
2. 投資有価証券		—		499,384		—	
3. その他		25,184		21,900		21,260	
投資その他の資産 合計		558,748	9.9	1,293,380	20.1	696,560	9.9
固定資産合計		1,404,672	24.8	2,497,027	38.8	1,763,544	25.1
資産合計		5,669,476	100.0	6,431,647	100.0	7,022,859	100.0

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年 6月30日)		当中間会計期間末 (平成19年 6月30日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成18年12月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(負債の部)							
I 流動負債							
1. 買掛金		16,588		6,842		6,918	
2. 未払金		217,444		300,457		259,398	
3. 未払費用		317,189		168,507		251,057	
4. 未払法人税等		311,480		153,055		462,365	
5. 前受金		3,925,687		4,363,414		3,843,042	
6. L S閉鎖損失引当金		63,734		15,992		55,627	
7. 賞与引当金		—		119,375		129,299	
8. その他	※1	47,654		67,197		67,683	
流動負債合計		4,899,780	86.4	5,194,843	80.8	5,075,393	72.3
負債合計		4,899,780	86.4	5,194,843	80.8	5,075,393	72.3
(純資産の部)							
I 株主資本							
1. 資本金		200,000	3.5	592,253	9.2	571,521	8.1
2. 資本剰余金							
(1) 資本準備金		50,000		442,253		421,521	
(2) その他資本剰余金		3,150,000		976		3,150,000	
資本剰余金合計		3,200,000	56.4	443,229	6.9	3,571,521	50.9
3. 利益剰余金							
(1) その他利益剰余金							
繰越利益剰余金		△2,630,303	△46.3	201,126	3.1	△2,195,575	△31.3
利益剰余金合計		△2,630,303	△46.3	201,126	3.1	△2,195,575	△31.3
株主資本合計		769,696	13.6	1,236,609	19.2	1,947,466	27.7
II 評価・換算差額等							
その他有価証券 評価差額金		—	—	194	0.0	—	—
評価・換算差額等 合計		—	—	194	0.0	—	—
純資産合計		769,696	13.6	1,236,803	19.2	1,947,466	27.7
負債・純資産合計		5,669,476	100.0	6,431,647	100.0	7,022,859	100.0

(2) 中間損益計算書

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自平成18年 1月 1日 至平成18年 6月30日)		当中間会計期間 (自平成19年 1月 1日 至平成19年 6月30日)		前事業年度の要約損益計算書 (自平成18年 1月 1日 至平成18年12月31日)				
		金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)			
I 売上高			3,619,274	100.0		4,245,928	100.0		7,656,325	100.0
II 売上原価			1,530,553	42.3		2,024,954	47.7		3,276,433	42.8
売上総利益			2,088,720	57.7		2,220,974	52.3		4,379,892	57.2
III 販売費及び一般 管理費			1,460,368	40.3		1,903,088	44.8		2,951,951	38.6
営業利益			628,351	17.4		317,885	7.5		1,427,941	18.7
IV 営業外収益	※1		26,974	0.7		27,638	0.6		51,600	0.7
V 営業外費用	※2		64	0.0		929	0.0		54,308	0.7
経常利益			655,261	18.1		344,594	8.1		1,425,233	18.6
VI 特別利益	※3		57,357	1.6		—	—		57,357	0.8
VII 特別損失	※4		61,567	1.7		1,637	0.0		97,953	1.3
税引前中間(当期)純 利益			651,051	18.0		342,956	8.1		1,384,637	18.1
法人税、住民税及び 事業税		254,961			97,337			619,341		
法人税等調整額		6,495	261,457	7.2	44,492	141,830	3.4	△59,025	560,315	7.3
中間(当期)純利益			389,594	10.8		201,126	4.7		824,321	10.8

(3) 中間株主資本等変動計算書

前中間会計期間(自平成18年1月1日 至平成18年6月30日)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
平成17年12月31日残高(千円)	1,800,000	1,600,000	—	1,600,000	△3,019,897	△3,019,897
中間会計期間中の変動額						
無償減資	△1,600,000		1,600,000	1,600,000		
資本準備金の取崩額		△1,550,000	1,550,000	—		
中間純利益					389,594	389,594
中間会計期間中の変動額合計(千円)	△1,600,000	△1,550,000	3,150,000	1,600,000	389,594	389,594
平成18年6月30日残高(千円)	200,000	50,000	3,150,000	3,200,000	△2,630,303	△2,630,303

	株主資本	純資産合計
	株主資本合計	
平成17年12月31日残高(千円)	380,102	380,102
中間会計期間中の変動額		
無償減資	—	—
資本準備金の取崩額	—	—
中間純利益	389,594	389,594
中間会計期間中の変動額合計(千円)	389,594	389,594
平成18年6月30日残高(千円)	769,696	769,696

当中間会計期間 (自平成19年1月1日 至平成19年6月30日)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
平成18年12月31日残高 (千円)	571,521	421,521	3,150,000	3,571,521	△2,195,575	△2,195,575
中間会計期間中の変動額						
新株の発行	20,732	20,732		20,732		
繰越利益剰余金の填補			△2,195,575	△2,195,575	2,195,575	2,195,575
剰余金の配当			△20,881	△20,881		
中間純利益					201,126	201,126
自己株式の取得						
自己株式の消却			△932,565	△932,565		
株主資本以外の項目の 中間会計期間中の変動額 (純額)						
中間会計期間中の変動額合計 (千円)	20,732	20,732	△3,149,023	△3,128,291	2,396,702	2,396,702
平成19年6月30日残高 (千円)	592,253	442,253	976	443,229	201,126	201,126

	株主資本		評価・換算差額等		純資産 合計
	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
平成18年12月31日残高 (千円)	—	1,947,466	—	—	1,947,466
中間会計期間中の変動額					
新株の発行		41,464			41,464
繰越利益剰余金の填補		—			—
剰余金の配当		△20,881			△20,881
中間純利益		201,126			201,126
自己株式の取得	△932,565	△932,565			△932,565
自己株式の消却	932,565	—			—
株主資本以外の項目の 中間会計期間中の変動額 (純額)			194	194	194
中間会計期間中の変動額合計 (千円)	—	△710,856	194	194	△710,662
平成19年6月30日残高 (千円)	—	1,236,609	194	194	1,236,803

前事業年度(自平成18年1月1日 至平成18年12月31日)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
平成17年12月31日残高(千円)	1,800,000	1,600,000	—	1,600,000	△3,019,897	△3,019,897
事業年度中の変動額						
新株の発行	371,521	371,521		371,521		
無償減資	△1,600,000		1,600,000	1,600,000		
資本準備金の取崩額		△1,550,000	1,550,000	—		
当期純利益					824,321	824,321
事業年度中の変動額合計(千円)	△1,228,479	△1,178,479	3,150,000	1,971,521	824,321	824,321
平成18年12月31日残高(千円)	571,521	421,521	3,150,000	3,571,521	△2,195,575	△2,195,575

	株主資本	純資産合計
	株主資本合計	
平成17年12月31日残高(千円)	380,102	380,102
事業年度中の変動額		
新株の発行	743,042	743,042
無償減資	—	—
資本準備金の取崩額	—	—
当期純利益	824,321	824,321
事業年度中の変動額合計(千円)	1,567,363	1,567,363
平成18年12月31日残高(千円)	1,947,466	1,947,466

(4) 中間キャッシュ・フロー計算書

		前中間会計期間 (自平成18年1月1日 至平成18年6月30日)	当中間会計期間 (自平成19年1月1日 至平成19年6月30日)	前事業年度の要約 キャッシュ・フロー計算書 (自平成18年1月1日 至平成18年12月31日)
区分	注記 番号	金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー				
1. 税引前中間(当期)純利益		651,051	342,956	1,384,637
2. 減価償却費		53,521	86,266	121,601
3. 長期前払費用償却額		2,166	1,852	4,147
4. 受取利息		△0	△136	△0
5. L/S閉鎖損失引当金の増減額 (減少△)		38,610	△9,064	30,503
6. 賞与引当金の増減額(減少△)		—	△9,923	129,299
7. 固定資産除却損		7,965	—	41,420
8. 損害補償利益		△57,357	—	△57,357
9. 上場関連費用		—	—	54,013
10. 株式交付費		—	745	—
11. 売上債権の増減額(増加△)		△47,760	△161,044	6,472
12. たな卸資産の増減額(増加△)		△20,761	△10,904	△22,786
13. 営業保証金の増減額(増加△)		66,694	—	66,734
14. 仕入債務の増減額(減少△)		8,361	△75	△1,308
15. 未払金の増減額(減少△)		16,881	39,056	69,902
16. 未払費用の増減額(減少△)		84,960	△82,549	18,828
17. 未払消費税等の増減額(減少△)		△36,276	△16,736	△16,704
18. 前受金の増減額(減少△)		1,013,267	520,371	930,622
19. 預り金の増減額(減少△)		877	16,250	1,666
20. その他		10,625	△36,471	6,027
小計		1,792,829	680,593	2,767,720
利息及び配当金の受取額		0	31	0
損害補償による収入		57,357	—	57,357
法人税等の支払額		△202,093	△404,388	△418,051
営業活動によるキャッシュ・フロー		1,648,094	276,236	2,407,026

		前中間会計期間 (自平成18年1月1日 至平成18年6月30日)	当中間会計期間 (自平成19年1月1日 至平成19年6月30日)	前事業年度の要約 キャッシュ・フロー計算書 (自平成18年1月1日 至平成18年12月31日)
区分	注記 番号	金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)
II 投資活動によるキャッシュ・フロー				
1. 有形固定資産の取得による支出		△211,991	△226,758	△499,017
2. 無形固定資産の取得による支出		△4,971	△22,722	△38,099
3. 投資有価証券の取得による支出		—	△499,056	—
4. 敷金・保証金の差入れによる支出		△161,172	△110,988	△344,254
5. 敷金・保証金の回収による収入		13,650	14,159	34,031
6. その他		△1,569	△2,835	△1,569
投資活動によるキャッシュ・フロー		△366,054	△848,201	△848,909
III 財務活動によるキャッシュ・フロー				
1. 株式の発行による収入		—	37,572	692,245
2. 新株発行による支出		△3,852	—	△3,852
3. 自己株式の取得による支出		—	△932,565	—
4. 配当金の支払額		—	△20,881	—
財務活動によるキャッシュ・フロー		△3,852	△915,875	688,393
IV 現金及び現金同等物の増減額 (減少△)		1,278,187	△1,487,839	2,246,509
V 現金及び現金同等物の期首残高		2,539,412	4,785,922	2,539,412
VI 現金及び現金同等物の中間期末 (期末)残高	※1	3,817,600	3,298,082	4,785,922

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	前中間会計期間 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年 6月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年 1月 1日 至 平成19年 6月30日)	前事業年度 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年12月31日)
1. 資産の評価基準及び評価方法	(1) - (2) たな卸資産 ① 教材 移動平均法による原価法を採用しております。 ② 貯蔵品 最終仕入原価法を採用しております。	(1) 有価証券 ① その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) (2) たな卸資産 ① 教材 同左 ② 貯蔵品 同左	(1) - (2) たな卸資産 ① 教材 同左 ② 貯蔵品 同左
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 3～15年 構築物 10～20年 工具器具備品 2～15年 (2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(主に5年)に基づいております。	(1) 有形固定資産 同左 (2) 無形固定資産 同左	(1) 有形固定資産 同左 (2) 無形固定資産 同左
3. 繰延資産の処理方法	-	株式交付費 支出時に全額費用として処理しております。	株式交付費 同左
4. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。ただし、当中間会計期間末において回収不能見込額がないため、残高はありません。 (2) L S 閉鎖損失引当金 L S 閉鎖に伴う原状回復費等の発生に備え、その損失見込額を引当金計上しております。 (3) -	(1) 貸倒引当金 同左 (2) L S 閉鎖損失引当金 同左 (3) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与に充てるため、賞与支払予定額のうち当中間会計期間に属する支給対象期間に見合う金額を計上しております。	(1) 貸倒引当金 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。ただし、当事業年度末において回収不能見込額がないため、残高はありません。 (2) L S 閉鎖損失引当金 同左 (3) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与に充てるため、賞与支払予定額のうち当事業年度に属する支給対象期間に見合う金額を計上しております。 (追加情報) 従来は、取締役会決議により従業員賞与の支給が決定された場合に賞与の未払計上をしておりましたが、平成18年10月に内規による支給基準、支給額の算定方法が整備されたことにより、当事業年度より賞与引当金を計上しております。なお、これによる影響は軽微であります。

項目	前中間会計期間 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年 6月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年 1月 1日 至 平成19年 6月30日)	前事業年度 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年12月31日)
5. 収益の計上基準	受講料は受講期間に応じて収益を計上し、教材は教材提供時に、また入会金は契約時にそれぞれ収益として計上しております。	同左	同左
6. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同左	同左
7. 中間キャッシュ・フロー計算書(キャッシュ・フロー計算書)における資金の範囲	手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。	同左	同左
8. その他中間財務諸表(財務諸表)作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同左	消費税等の会計処理 同左

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

<p>前中間会計期間 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年 6月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成19年 1月 1日 至 平成19年 6月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年12月31日)</p>
<p>(固定資産の減損に係る会計基準) 当中間会計期間から「固定資産の減損に係る会計基準」(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成15年10月31日 企業会計基準適用指針第6号)を適用しております。 なお、この変更による損益への影響はありません。</p>	<p>—</p>	<p>(固定資産の減損に係る会計基準) 当事業年度から「固定資産の減損に係る会計基準」(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成15年10月31日 企業会計基準適用指針第6号)を適用しております。 なお、この変更による損益への影響はありません。</p>
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等) 当中間会計期間から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。 この変更による損益への影響はありません。 なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は769,696千円であります。 中間財務諸表等規則の改正による貸借対照表の表示に関する変更は以下のとおりです。 1 前事業年度における「資本の部」は、当中間会計期間から「純資産の部」となり、「純資産の部」の内訳は「株主資本」のみとなります。 2 前事業年度において独立掲記しておりました「資本金」、「資本剰余金」及び「利益剰余金」は当中間会計期間においては「株主資本」の内訳科目として表示しております。 3 前事業年度において「利益剰余金」の内訳科目として表示しておりました「当期末処理損失」は、当中間会計期間から、「その他利益剰余金」の内訳科目である「繰越利益剰余金」として表示しております。</p>	<p>—</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等) 当事業年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。 この変更による損益への影響はありません。 なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は1,947,466千円であります。 財務諸表等規則の改正による貸借対照表の表示に関する変更は以下のとおりです。 1 前事業年度における「資本の部」は、当事業年度から「純資産の部」となり、「純資産の部」の内訳は「株主資本」のみとなります。 2 前事業年度において独立掲記しておりました「資本金」、「資本剰余金」及び「利益剰余金」は当事業年度においては「株主資本」の内訳科目として表示しております。 3 前事業年度において「利益剰余金」の内訳科目として表示しておりました「当期末処理損失」は、当事業年度から、「その他利益剰余金」の内訳科目である「繰越利益剰余金」として表示しております</p>
<p>(自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準等の一部改正) 当中間会計期間から、改正後の「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準委員会最終改正平成17年12月27日 企業会計基準第1号)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 最終改正平成17年12月27日 企業会計基準適用指針第2号)を適用しております。 この変更による損益への影響はありません。</p>	<p>—</p>	<p>(自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準等の一部改正) 当事業年度から、改正後の「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準委員会最終改正平成18年8月11日 企業会計基準第1号)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年8月11日 企業会計基準適用指針第2号)を適用しております。 この変更による損益への影響はありません。</p>
<p>—</p>	<p>(有形固定資産の減価償却方法の変更) 当中間会計期間から、法人税法の改正(所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日 法律第6号)及び(法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号)に伴い、平成19年4月1日以降に取得したものについては、改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。 この変更による損益への影響は軽微であります。</p>	<p>—</p>

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成18年 6月30日)	当中間会計期間末 (平成19年 6月30日)	前事業年度末 (平成18年12月31日)
※1 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債「その他」に含めて表示しております。	※1 同左	※1 -

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年 6月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年 1月 1日 至 平成19年 6月30日)	前事業年度 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年12月31日)
※1 営業外収益の主要項目 受取手数料 23,883千円 催事参加料 2,886千円	※1 営業外収益の主要項目 受取手数料 24,466千円 催事参加料 1,940千円	※1 営業外収益の主要項目 受取手数料 41,009千円 催事参加料 9,776千円
※2 営業外費用の主要項目 -	※2 営業外費用の主要項目 株式交付費 745千円	※2 営業外費用の主要項目 上場関連費用 54,013千円
※3 特別利益の主要項目 損害補償金 57,357千円	※3 特別利益の主要項目 -	※3 特別利益の主要項目 損害補償金 57,357千円
※4 特別損失の主要項目 固定資産除却損 9,807千円 L S閉鎖損失引当金繰入額 51,760千円 計 61,567千円 なお、固定資産除却損の内容は次のとおりであります。 建物 4,723千円 構築物 1,304千円 工具器具備品 1,937千円 原状回復費 1,841千円 計 9,807千円	※4 特別損失の主要項目 L S閉鎖損失引当金繰入額 1,637千円	※4 特別損失の主要項目 固定資産除却損 54,300千円 L S閉鎖損失引当金繰入額 43,653千円 計 97,953千円 なお、固定資産除却損の内容は次のとおりであります。 建物 25,424千円 構築物 13,238千円 工具器具備品 2,757千円 原状回復費 12,879千円 計 54,300千円
5 減価償却実施額 有形固定資産 41,091千円 無形固定資産 12,430千円	5 減価償却実施額 有形固定資産 71,637千円 無形固定資産 14,629千円	5 減価償却実施額 有形固定資産 97,463千円 無形固定資産 24,137千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自平成18年1月1日至平成18年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末	増加	減少	当中間会計 期間末	摘要
発行済株式					
普通株式(株)	20,000	20,000	—	40,000	(注)
A種優先株式(株)	320	—	—	320	
合計	20,320	20,000	—	40,320	

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加20,000株は、株式1株につき2株の株式分割による増加であります。

2. 新株予約権に関する事項

新株 予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当中間会計 期間末残高 (千円)	摘要
		前事業 年度末	増加	減少	当中間会計期 間末		
第3回新株予約権	普通株式	200	—	—	200	—	
第4回新株予約権	普通株式	3,412	—	—	3,412	—	
第5回新株予約権	普通株式	12	—	—	12	—	
ストック・オプション としての新株予約権						—	
合計						—	

(注) 1. 上表の新株予約権は、すべて権利行使日が到来しておりません。

2. 新株予約権の目的となる株式の数は、株式分割または株式併合による調整をしております。

当中間会計期間(自平成19年1月1日 至平成19年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末	増加	減少	当中間会計 期間末	摘要
発行済株式					
普通株式(株)	43,052	584	—	43,636	(注)1
A種優先株式(株)	320	—	93	227	(注)2
合計	43,372	584	93	43,863	

(注) 1. 普通株式の株式数の増加584株は、新株予約権の権利行使による新株の発行によるものであります。

2. A種優先株式の株式数の減少93株は、平成19年3月29日開催の取締役会決議による第1回A種優先株式の消却によるものであります。

2. 自己株式に関する事項

	前事業年度末	増加	減少	当中間会計 期間末	摘要
自己株式					
A種優先株式(株)	—	93	93	—	(注)
合計	—	93	93	—	

(注) A種優先株式の増加は、平成19年2月21日開催の取締役会決議による取得条項付株式の一部取得によるものです。また、減少は、平成19年3月29日開催の取締役会にて決議された消却によるものです。

3. 新株予約権に関する事項

新株 予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当中間会計 期間末残高 (千円)	摘要
		前事業 年度末	増加	減少	当中間会計期 間末		
第3回新株予約権	普通株式	200	—	—	200	—	
第4回新株予約権	普通株式	3,412	—	—	3,412	—	
第5回新株予約権	普通株式	12	—	—	12	—	
ストック・オプション としての新株予約権						—	
合計						—	

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当(円)	基準日	効力発生日
平成19年2月21日取締役会	A種優先株式	20,881	65,254.80	平成18年 12月31日	平成19年 3月13日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間末後となるもの該当事項はありません。

前事業年度(自平成18年1月1日 至平成18年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末	摘要
発行済株式					
普通株式(株)	20,000	23,052	—	43,052	(注)
A種優先株式(株)	320	—	—	320	
合計	20,320	23,052	—	43,372	

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加23,052株は、株式1株につき2株の株式分割による増加20,000株、公募による新株発行に伴う増加3,000株、新株予約権の権利行使による新株発行に伴う増加52株であります。

2. 新株予約権に関する事項

新株 予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業 年度末残高 (千円)	摘要
		前事業 年度末	増加	減少	当事業 年度末		
第3回新株予約権	普通株式	200	—	—	200	—	
第4回新株予約権	普通株式	3,412	—	—	3,412	—	
第5回新株予約権	普通株式	12	—	—	12	—	
ストック・オプション としての新株予約権						—	
合計						—	

(注) 新株予約権の目的となる株式の数は、株式分割または株式併合による調整をしております。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期以降となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当(円)	基準日	効力発生日
平成19年2月21日 取締役会	A種優先株式	20,881	資本剰余金	65,254.80	平成18年 12月31日	平成19年 3月13日

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年 6月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年 1月 1日 至 平成19年 6月30日)	前事業年度 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年12月31日)
※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と 中間貸借対照表に掲記されている科目の 金額との関係 (平成18年6月30日現在)	※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と 中間貸借対照表に掲記されている科目の 金額との関係 (平成19年6月30日現在)	※1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借 対照表に掲記されている科目の金額との 関係 (平成18年12月31日現在)
現金及び預金勘定 3,817,600千円 現金及び現金同等物 3,817,600千円	現金及び預金勘定 3,298,082千円 現金及び現金同等物 3,298,082千円	現金及び預金勘定 4,785,922千円 現金及び現金同等物 4,785,922千円

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年 6月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年 1月 1日 至 平成19年 6月30日)	前事業年度 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年12月31日)
リース物件の所有権が借主に移転すると認め られるもの以外のファイナンス・リース取引	リース物件の所有権が借主に移転すると認め られるもの以外のファイナンス・リース取引	リース物件の所有権が借主に移転すると認め られるもの以外のファイナンス・リース取引
1. リース物件の取得価額相当額、減価償却 累計額相当額及び中間期末残高相当額	1. リース物件の取得価額相当額、減価償却 累計額相当額及び中間期末残高相当額	1. リース物件の取得価額相当額、減価償却 累計額相当額及び期末残高相当額
工具器具備品	工具器具備品	工具器具備品
取得価額相当額 12,141千円 減価償却累計額相当額 8,830千円 中間期末残高相当額 3,311千円	取得価額相当額 7,462千円 減価償却累計額相当額 6,715千円 中間期末残高相当額 746千円	取得価額相当額 12,141千円 減価償却累計額相当額 10,161千円 期末残高相当額 1,980千円
2. 未経過リース料中間期末残高相当額	2. 未経過リース料中間期末残高相当額	2. 未経過リース料期末残高相当額
1年内 2,637千円 1年超 776千円 合計 3,413千円	1年内 776千円 1年超 — 合計 776千円	1年内 2,050千円 1年超 — 合計 2,050千円
3. 支払リース料、減価償却費相当額及び支 払利息相当額	3. 支払リース料、減価償却費相当額及び支 払利息相当額	3. 支払リース料、減価償却費相当額及び支 払利息相当額
支払リース料 2,667千円 減価償却費相当額 2,287千円 支払利息相当額 71千円	支払リース料 1,287千円 減価償却費相当額 1,233千円 支払利息相当額 13千円	支払リース料 4,056千円 減価償却費相当額 3,618千円 支払利息相当額 97千円
4. 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を 零とする定額法によっております。	4. 減価償却費相当額の算定方法 同左	4. 減価償却費相当額の算定方法 同左
5. 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相 当額との差額を利息相当額とし、各期へ の配分方法は利息法によっております。	5. 利息相当額の算定方法 同左	5. 利息相当額の算定方法 同左

(有価証券関係)

前中間会計期間末(平成18年6月30日)

該当事項はありません。

当中間会計期間末(平成19年6月30日)

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価(千円)	中間貸借対照表計上額 (千円)	差額(千円)
投資信託等	499,056	499,384	328
合計	499,056	499,384	328

前事業年度末(平成18年12月31日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

前中間会計期間末(平成18年6月30日)

該当事項はありません。

当中間会計期間末(平成19年6月30日)

該当事項はありません。

前事業年度末(平成18年12月31日)

該当事項はありません。

(持分法損益等)

前中間会計期間(自平成18年1月1日 至平成18年6月30日)

該当事項はありません。

当中間会計期間(自平成19年1月1日 至平成19年6月30日)

該当事項はありません。

前事業年度(自平成18年1月1日 至平成18年12月31日)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前中間会計期間(自平成18年1月1日 至平成18年6月30日)

ストック・オプションの内容及び規模

決議年月日	平成18年1月18日 (第6回新株予約権)	平成18年1月18日 (第7回新株予約権)
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 84名	当社従業員 3名
株式の種類及び付与数(注)2	普通株式 346株	普通株式 30株
付与日	平成18年1月31日	平成18年4月20日
権利確定条件	権利確定条件は付されておりません。	同左
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	同左
権利行使期間(注)1	平成18年1月31日～平成28年1月31日	平成18年4月20日～平成28年4月19日
権利行使価格(注)2	250,000	250,000
付与日における公正な評価単価	—	—

(注)1. 当中間会計期間末の未行使残は、行使条件を満たしておりません。

なお、行使条件は以下のとおりです。

① 第6回新株予約権

- イ. 当社が新規株式公開をした場合、当社が当事者となる合併契約書を承認した場合またはテイクオフジャパン1号投資事業有限責任組合(以下、「A」という。)が保有する全ての当社株式を譲渡する株式譲渡契約書を締結した場合のいずれかに該当した場合にのみ、新株予約権を行使できるものとする。ただし、新規株式公開に該当する場合は新規株式公開の日から5年が経過する日まで、合併契約書承認に該当する場合は合併期日まで、Aによる株式譲渡契約書締結に該当する場合は株式譲渡実行日(クロージング日)までの間のみ新株予約権を行使できるものとする。なお、合併契約書承認に該当し新株予約権が行使されたにもかかわらず合併に至らなかった場合、およびAによる株式譲渡契約書締結に該当し新株予約権が行使されたにもかかわらず株式譲渡がクロージングに至らなかった場合は、当社またはAは、当該新株予約権の行使によって発行された全株式を当該行使価額をもって買取ることができるものとする。
- ロ. 本権利行使期間に行使できる新株予約権は、本契約締結時点においては、発行する新株予約権の総数のうちの20%までに限定され、以後、1年経過するごとに20%ずつ増加するものとする。ただし、当社が当事者となる合併契約書を承認した場合またはAが保有する全ての当社株式を第三者に譲渡する株式譲渡契約書を締結した場合は、承認または締結の時点で行使可能枠を100%とする。
- ハ. 「新株予約権付与契約」の定めに従い、当社の取締役会において新株予約権の消却を決議したときは、新株予約権を行使できないものとする。
- ニ. その他権利行使の条件については、株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権付与契約」で定めるところによる。

② 第7回新株予約権

- イ. 同上
- ロ. 同上
- ハ. 同上
- ニ. 同上
- ホ. 期間経過による行使可能枠に加え、本権利行使期間に行使できる新株予約権は投資IRR達成値によっても限定され、本権利行使期間に行使できる新株予約権の割合(発行する新株予約権の総数に対する割合)は、新規株式公開に該当する場合は新規株式公開の日から以後3ヶ月間の終値平均価格を基準とし、当社の取締役会における2/3以上の賛成による承認を得て行使可能となった場合は当該取締役会承認日の公募価格を基準とし(但し、当該承認後、新規株式公開に至り、新規株式公開の日から3ヶ月間経過後に行使する場合は、新規株式公開の日から3ヶ月間の終値平均価格を投資IRR達成値の基準として選択することができるものとする。)、合併契約書承認に該当する場合は当社が合併契約書を承認した

日、Aによる株式譲渡契約書締結に該当する場合はAが株式譲渡契約書を締結した日をそれぞれ基準日として、それぞれの場合において平成16年6月30日時点の株式時価総額を28億2400万円とした場合の投資IRR達成値に応じて下記の通り定められる掛け率を、ロ)の期間経過による行使可能枠に乗じて算出される。

記

投資IRR達成値	掛け率
$70\% < \text{IRR}$	100%
$65\% \leq \text{IRR} < 70\%$	90%
$60\% \leq \text{IRR} < 65\%$	80%
$55\% \leq \text{IRR} < 60\%$	70%
$50\% \leq \text{IRR} < 55\%$	60%
$45\% \leq \text{IRR} < 50\%$	50%
$40\% \leq \text{IRR} < 45\%$	40%
$35\% \leq \text{IRR} < 40\%$	30%
$30\% \leq \text{IRR} < 35\%$	20%
$25\% \leq \text{IRR} < 30\%$	10%
$\text{IRR} < 25\%$	0%

(注) 2. 株式の付与数および権利行使価格は、株式分割または株式併合による調整をしております。

当中間会計期間(自平成19年1月1日 至平成19年6月30日)

該当事項はありません。

前事業年度(自平成18年1月1日至平成18年12月31日)

ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1)ストック・オプションの内容

決議年月日	平成17年3月30日 (第1回新株予約権)	平成17年3月30日 (第2回新株予約権)
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 203名	役員 2名 当社従業員 8名(注)3
ストック・オプションの数 (注)1	普通株式 2,480株	普通株式 7,470株
付与日	平成17年4月12日および 平成17年7月20日	平成17年4月12日および 平成17年7月20日
権利確定条件	権利確定条件は付されておりません。	同左
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	同左
権利行使期間	平成18年12月1日～平成23年12月1日 (注)2	平成18年11月20日～平成23年11月20日 (注)4

決議年月日	平成18年1月18日 (第6回新株予約権)	平成18年1月18日 (第7回新株予約権)
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 84名	当社従業員 3名(注)3
ストック・オプションの数 (注)1	普通株式 346株	普通株式 30株
付与日	平成18年1月31日	平成18年4月20日
権利確定条件	権利確定条件は付されておりません。	同左
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	同左
権利行使期間	平成18年12月1日～平成23年12月1日 (注)5	平成18年11月20日～平成23年11月20日 (注)6

- (注) 1. 株式分割または株式併合による調整後の株式数に換算して記載しております。
2. 新株予約権の行使期間は、当初は平成17年4月12日～平成27年4月12日でありましたが、当社普通株式が平成18年12月1日に新規株式公開されたため、当該新規株式公開日(平成18年12月1日)から5年間となっております。
3. 当社従業員には、平成18年5月17日付で当社取締役役に就任した榎島俊幸が含まれております。
4. 新株予約権の行使期間は、当初は平成17年4月12日～平成27年4月12日でありましたが、平成18年11月20日開催の取締役会において、新株予約権の行使について2/3以上の賛成により承認されたため、当該取締役会の承認日(平成18年11月20日)から5年間となっております。
5. 新株予約権の行使期間は、当初は平成18年1月31日～平成28年1月31日でありましたが、当社普通株式が平成18年12月1日に新規株式公開されたため、当該新規株式公開日(平成18年12月1日)から5年間となっております。
6. 新株予約権の行使期間は、当初は発行日(平成18年4月20日)から10年間でありましたが、平成18年11月20日開催の取締役会において、新株予約権の行使について2/3以上の賛成により承認されたため、当該取締役会の承認日(平成18年11月20日)から5年間となっております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

(単位：株)

	平成17年3月30日 (第1回新株予約権)	平成17年3月30日 (第2回新株予約権)	平成18年1月18日 (第6回新株予約権)	平成18年1月18日 (第7回新株予約権)
権利確定前				
期首	—	—	—	—
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—
権利確定後				
期首	2,196	7,470	—	—
権利確定	—	—	346	30
権利行使	4	48	—	—
失効	280	—	18	—
未行使残	1,912	7,422	328	30

(注) 上表の株式数は、株式分割または株式併合による調整をしております。

② 単価情報

(単位：円)

	平成17年3月30日 (第1回新株予約権)	平成17年3月30日 (第2回新株予約権)	平成18年1月18日 (第6回新株予約権)	平成18年1月18日 (第7回新株予約権)
権利行使価格(注)	71,000	71,000	250,000	250,000
行使時平均単価	205,000	237,375	—	—
付与日における 公正な評価単価	—	—	—	—

(注) 権利行使価格は、株式分割または株式併合による調整をしております。

(1株当たり情報)

前中間会計期間 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年 6月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年 1月 1日 至 平成19年 6月30日)	前事業年度 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年12月31日)
<p>1株当たり純資産額 △60,757円59銭</p> <p>1株当たり 中間純利益 9,739円85銭</p> <p>なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、未行使の新株予約権残高がありますが、当社株式は非上場であり期中平均株価が把握できないため記載しておりません。</p> <p>当社は、平成18年5月15日付で普通株式1株につき普通株式2株の株式分割を行っております。</p> <p>なお、当該株式分割が前期首に行われたと仮定した場合における前期の1株当たり情報の各数値は以下のとおりであります。</p> <p>なお、当中間会計期間より中間財務諸表を作成しておりますので、前中間会計期間との比較は行っておりません。</p> <p>1株当たり純資産額 △70,497円44銭</p> <p>1株当たり 当期純損失 71,678円00銭</p>	<p>1株当たり純資産額 △23,994円39銭</p> <p>1株当たり 中間純利益 4,308円13銭</p> <p>潜在株式調整後 1株当たり 中間純利益 3,685円03銭</p> <p>—</p>	<p>1株当たり純資産額 △29,578円54銭</p> <p>1株当たり 当期純利益 20,472円29銭</p> <p>潜在株式調整後 1株当たり 当期純利益 16,708円84銭</p> <p>なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定にあたり、当社株式が上場した平成18年12月1日以前に消滅した新株予約権については、相当する期中平均株価が把握できないため普通株式増加数に含めておりません。</p> <p>当社は、平成18年5月15日付で普通株式1株につき普通株式2株の株式分割を行っております。</p> <p>なお、当該株式分割が前期首に行われたと仮定した場合における前期の1株当たり情報の各数値は以下のとおりであります。</p> <p>1株当たり純資産額 △70,497円44銭</p> <p>1株当たり 当期純損失 71,678円00銭</p>

(注) 算定上の基礎

1. 1株当たり純資産額

項目	前中間会計期間末 (平成18年 6月30日)	当中間会計期間末 (平成19年 6月30日)	前事業年度末 (平成18年12月31日)
(中間) 貸借対照表の純資産の部の合計額 (千円)	769,696	1,236,803	1,947,466
普通株式に係る期末(中間会計期間末) 純資産額 (千円)	△2,430,303	△1,047,019	△1,273,415
(中間) 貸借対照表の純資産の部の合計額と 1株当たり純資産額の算定に用いられた普通 株式に係る期末(中間会計期間末)の純資産 との差額の主要な内訳			
イ. 普通株式よりも配当請求権又は残余財 産分配請求権が優先的な株式の払込金 額 (千円)	3,200,000	2,270,000	3,200,000
ロ. 優先配当額 (千円)	—	13,823	20,881
普通株式の発行済株式数 (株)	40,000	43,636	43,052
普通株式の自己株式数 (株)	—	—	—
1株当たり純資産額の算定に用いられた 普通株式の数 (株)	40,000	43,636	43,052

2. 1株当たり中間(当期)純利益及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益

項目	前中間会計期間 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年 6月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年 1月 1日 至 平成19年 6月30日)	前事業年度 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年12月31日)
1株当たり中間(当期)純利益			
中間(当期)純利益 (千円)	389,594	201,126	824,321
普通株式に係る中間 (当期)純利益 (千円)	389,594	187,302	824,321
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 優先配当額 (千円)	—	13,823	—
普通株式の期中平均株式数 (株)	40,000	43,476	40,265
潜在株式調整後1株当たり中間 (当期)純利益			
中間(当期)純利益調整額 (千円)	—	—	—
普通株式増加数 (株)	—	7,351	9,069
(うち新株予約権)	—	(7,351)	(9,069)
希薄化効果を有しないため潜在株式調整後1 株当たり中間(当期)純利益の算定に含まれな かった潜在株式の概要	—	新株予約権2種類 (新株予約権の数174個 新株予約権の目的とな る株式の数348株)	新株予約権2種類 (新株予約権の数179個 新株予約権の目的とな る株式の数358株)

(重要な後発事象)

前中間会計期間 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年 6月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年 1月 1日 至 平成19年 6月30日)	前事業年度 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年12月31日)
<p style="text-align: center;">—</p>	<p style="text-align: center;">—</p>	<p>1. その他資本剰余金の処分</p> <p>当社は、平成19年2月21日開催の取締役会において、当社定款第42条および会社法第452条の規定に基づき、下記のとおり剰余金を処分することを決議し、同日に処理されました。</p> <p>(1) 目的 繰越利益剰余金のマイナス解消</p> <p>(2) 減少する剰余金の項目とその額： その他資本剰余金 2,195,575千円</p> <p>(3) 増加する剰余金の項目とその額： 繰越利益剰余金 2,195,575千円</p> <p>2. 取得条項付(第1回A種優先株式)の一部取得および消却</p> <p>当社は、平成19年2月21日開催の取締役会において、当社定款第10条の10、会社法第168条および第169条の規定に基づき、下記のとおり取得条項付株式を一部取得することを決議し、平成19年3月23日に取得致しました。</p> <p>また、平成19年3月29日開催の取締役会において、当該取得株式を消却することを決議し、同日に消却致しました。</p> <p>(1) 取得の理由 優先株式の配当負担を軽減することにより企業価値の一層の向上を図るためであります。</p> <p>(2) 取得および消却の内容</p> <p>(イ) 取得日 平成19年3月23日</p> <p>(ロ) 取得する株式の種類 A種優先株式</p> <p>(ハ) 取得株式の総数 93株</p> <p>(ニ) 取得価額 1株につき 10,027,587円94.6銭</p> <p>(ホ) 取得価額の総額 932,565,680円</p> <p>(ヘ) 取得先 株式会社大和証券グループ本社 (取得株式数：58株) 株式会社ジュビターインバーストメント (取得株式数：35株)</p> <p>(ト) 消却日 平成19年3月29日</p> <p>(チ) 消却額 932,565,680円</p>

5. 生産、受注及び販売の状況

(1) 生産及び受注の状況

当社は英会話事業を主要な事業として行っていることから、生産及び受注に該当するものではありません。

(2) 販売実績

販売実績を事業別に示すと以下のとおりであります。

事業	当中間会計期間 (自平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)	
	金額(千円)	前年同期比(%)
英会話事業	4,179,447	117.3
その他事業	66,480	120.3
合計	4,245,928	117.3

- (注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
 2. 英会話事業の販売実績を地域別、規模別に示すと以下のとおりであります。

イ) 地域別実績

地域	当中間会計期間 (自平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)			
	期末LS数	期末ブース数	売上高(千円)	前年同期比(%)
関東地区	27	492	3,490,263	114.8
中部地区	2	57	175,281	124.6
関西地区	4	99	513,902	133.9
合計	33	648	4,179,447	117.3

- (注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
 2. 当社では、マンツーマン英会話レッスンを行うスペースをブースと呼んでおります。
 3. 期末LF数(1LF)および期末LFブース数(6ブース)は、期末LS数および期末ブース数に含まれております。

ロ) 規模別実績

規模	当中間会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)			
	期末LS数	期末ブース数	売上高(千円)	前年同期比(%)
大型LS	15	429	2,733,556	120.3
小型LS	18	219	1,445,891	112.0
合計	33	648	4,179,447	117.3

- (注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
 2. 当社では、マンツーマン英会話レッスンを行うスペースをブースと呼んでおります。
 3. 20ブース以上のLSを大型LS、19ブース以下のLSを小型LSとしております。
 4. 期末LF数(1LF)および期末LFブース数(6ブース)は、期末LS数および期末ブース数に含まれております。